

〈修士論文要旨〉

近世後期における奈良の行政と奉行の役割

—「寧府紀事」を中心として—

* 白 水 伊代里

奈良奉行は、遠国奉行の一つで南都町奉行ともいう。役高は千石、役料は千七百俵である。老中に直屬し、京都所司代の指揮を受け、朱印地を持つ大和の寺社および奈良町の行政と司法のほか、大和国中の地論・水論を除く諸出入、吟味物、盜賊筋などの取り捌きを行った。関ヶ原の戦い以後、奈良の支配権は豊臣政権から徳川氏へと移行し、はじめは大久保長安が郡山城を接收して支配していた。それから慶安三年（一六五〇）には、二代目奉行の中坊時祐の願いにより、与力六騎と同心三十人が付置された。そして寛文四年（一六六四）、土屋利次の奈良奉行就任時に奈良代官が設置され、奉行と代官の職掌は分離された。また奉行所機構も確立されて、制度的確立をみたのである。延宝四年（一六七六）溝口信勝が奈良奉行の時には、職務規定も明文化された。奈良奉行は老中支配ではあるが、直接の指揮系統はというと、京都町奉行と協議をし、京都所司代の下知を受ける形をとっていた。

歴代の奈良奉行の中でも名奉行として著名なのが、弘化三年（一八四六）から嘉永四年（一八五一）までの五年半在住した川路聖謨であ

る。聖謨は奈良奉行への任命を「おもひもかけすなら奉行被仰付」、「貶せられたる」と晩年回想しているように、意外だと認識していて、当初はあまり乗り気でなかったようである。ところが五年半後召還の命により奈良を離れる時には、自身が行った政策により恩恵を受けたとする町人たちの多数の見送りを受けて感激するとともに、施政の結果が確実に表れていることに満足している。聖謨は、奈良奉行在任中に毎日日記を書いて江戸の家族に送っている。それが「寧府紀事」であり、在任中の政策や日々の生活が細かに記され、奈良奉行川路聖謨を知るには好都合な史料だといえる。そこで修士論文ではこの「寧府紀事」を主に使用して、聖謨がいかに奈良庶民のことを考えて職務に励んだのか、そしてその中でどのような役割を果たしたのかを考察することにした。

第一章では、聖謨が奈良奉行として行った実際の政策を見ていく前段階として、まず第一節で近世奈良の様子を、第二節で奈良奉行として赴任するまでの川路聖謨の生い立ちを述べた。近世の奈良は、その辿ってきた歴史の中心に産業の町から観光の町への変化がある。幕府

が奈良の特産である奈良晒を保護したことで、その利益は奈良町に大きな潤いをもたらした。しかしその奈良晒が近世半ば以降衰退し、十八世紀初頭に大仏殿の再興が成り、落慶法要が営まれたのを契機として、奈良は観光の町へと姿を変えていった。天保期に入ると、老中水野忠邦による天保の改革が行われて、むろん奈良にも改革の影響が及んでいる。聖謨が記した「軍府紀事」中にも、改革の影響を示す記事が所々に見受けられる。聖謨が赴任する直前の奈良は、天保の改革の影響が強く残っているという状況にあったのである。次に第二節で、川路聖謨の生い立ちを述べた。幼い頃から実父の教育を受け、良い師匠に恵まれたこともあって、聖謨は熱心に学問の修行をした。そして猛烈な就職活動の結果、三年目に支配勘定出役に採用され、さらに五年後には勘定・評定所留役に任ぜられた。「御目見以上」の資格も獲得し、内藤・川路両家にとって初めての栄誉である。この時実父はすでに亡くなっていて、聖謨は自分の晴れ姿を見てもらえなかったことを非常に悲しんだ。こうして様々な役職を経験した後、弘化三年聖謨は奈良奉行に任ぜられた。時の老中阿部正弘としては、天保の改革に対する不満が冷めるまで「聖謨には、貴重な経験の地を与へて、以て異日の用を待」ちたいとの思いがあったようである。¹⁾

第二章と第三章では、聖謨が奈良奉行として実際にどのような政策を行っていたのかを、裁判に関するものと財政に関するものの両方から見ていき、それが庶民の生活にどう影響したかも併せて考察した。まず第二章では、聖謨の犯罪に対する具体的な取り組みなどを述べた。

博奕の取り締まりにおいては、不正を許さないという潔癖な性格から特に厳しくあたり、町の風俗も改まるという結果を出して庶民に喜ばれている。しかし、厳しい取り締まりによって遊興街が寂れたという事実もあり、聖謨は「両方共によきことはな」いと言ひ、施政の難しさを痛感している。年少の再犯者に対しても、できるだけ更生させる機会を与え、悲しんだり難儀したりする庶民が出ないよう努力した。また、当時の奈良では裁判の渋滞が顕著であったが、聖謨はその解消に努め、奉行所内の悪弊の改善にも取り組んだ。そのことは、裁判事務を迅速化させ、奉行所に対する信頼感を増すことにつながっている。庶民の間には「裁断公平にて速なり」との噂が広まり、庶民も聖謨の努力を評価していたことがわかる。そして、聖謨の人道的な一面を示す事例として、入牢者に対する思いやりについても少し触れてみた。次に第三章では、財政面から庶民や部下に対する聖謨の対応について考察した。その中でも貧民救済事業は注目すべき政策である。聖謨はただ救済制度を作るのではなく、それを恒常的なものにすることを考えていた。自分が寄付したのを聞けば、市中の者たちも段々と寄付するだろうと聖謨は踏んでいたが、果たして推測どおり、市中の者たちから貧民救済への加入希望が出されて、十貫目ほど集まったことが嘉永元年（一八四八）十二月の日記に記されている。翌嘉永二年（一八四九）三月には、幕府の許可も得て永続的貧民救済制度を確立することができた。その年の年末の日記にも市民の出金という記事があり、貧民救済制度の順調な滑り出しを示している。聖謨も「永久の救出来

て難有こと」と述べ、庶民のための永続的な制度を作り得たことに大きな喜びを感じた。聖謨は、折にふれて部下たちに酒食の提供や褒美金を与えるなどしたが、その裏には、部下たちを職務に精励させることで庶民が安心して暮らせるようになればよいとの思いがあったと考えられる。さらに聖謨は私的な外出を全くと断り、いいほどせず、稻荷祭や与力・同心たちの恒例行事「狼烟上げ」に出かけずに恐ろしいほどの儉約生活をしていたのも、庶民のために使える金銭を少しでも増やし、庶民が安心して生活できるようにするという目的があつたことだったに違いないと考えた。

在任中に行つた政策が次代に引き継がれる保証もない中で、聖謨は懸命に職務に励み、奉行所内部の積年の悪弊を是正することや、庶民のための永続的な制度を確立することにも見事に成功した。庶民たちも、聖謨が行つた数々の政策に込められた自分たちへの思いをわかつていたからこそ、奉行所と、奉行である聖謨を信頼するようになったのではないだろうか。そのことは、庶民が聖謨に付けた「五泣百笑の奉行」の異称や、聖謨が奈良を離れる際に「今迄なら奉行にかかることはなしといふ」ほどの見送りを受けたことから明らかである。よつて、奈良奉行川路聖謨は、その潔癖さと異常ともとれる儉約家という性格でもつて、奉行所への信頼感を回復させ、庶民たちが安心して暮らせる奈良にする、また限られた期間を前提とする中で、永続的制度的確立とその次代への継承という壮大な役割を果たしたという結論を出した。

註

(1) 『川路聖謨文書』八卷一九八、二〇〇頁

(2) 天保十二(十四年(一八四一、四三))に老中水野忠邦が行つた幕政改革。享保・寛政の両改革にない、奢侈禁止、風俗肅正、出版物取締りを勵行し、物価引下げ令、人返しの法を公布した。また諸問屋の解散を命じ、上知令で天領土を集中させようとするなど、絶対主義への動きを示したが効果なく、特に上知令は没収の対象となつた大名・旗本の猛反対にあい実施できず、忠邦失脚の原因となつた。一八四三年忠邦は失脚し、幕府最後の大改革は失敗に終わった。

(3) 『川路聖謨文書』八卷一八〇頁

廿二才の九月、行道院様は御病死。廿三才の正月八日御勘定評定所留役被仰付、廿一日に寺社奉行吟味物調役当分助被仰付たれば、はつか四ヶ月ばかり世を早くなし玉ひし故に、わか御目見以上被仰付候事さへに行道院様は御存知なし。いたくかなしき事也。

(4) 『川路聖謨之生涯』八七頁